

他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

第十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一九年三月二日政令第三十九号）**

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 **（平成一九年一一月一六日政令第三二三五号）**

この政令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行する。

附 則 **（平成二七年九月九日政令第三二九号）**

（施行期日）
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前に農林水産大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前

の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、北海道農政事務所長に対してした申請等とみなす。

この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対し報告その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成二十八年三月三一日政令第一〇三号）**

（施行期日）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（令和元年七月一二日政令第五四号）**

この政令は、公布の日から施行する。